

平成31年4月定例農業委員会議事録

| | | |
|---------------------------------------|---------------------|---------------|
| 1. 日 時 | 平成31年4月24日 午後1時30分 | |
| 2. 場 所 | 松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル | |
| 3. 農業委員の出席状況 | (○出席 ㊟欠席 ㊦遅刻 ㊧早退) | |
| ○ 1 番 伊藤 薫 | ○ 2 番 吉永 守 | ○ 3 番 柿山 享 |
| ○ 4 番 大久保 純三 | ○ 5 番 武部 文男 | ○ 6 番 大川内 満舎信 |
| ㊦ 7 番 松尾 奈津子 | ○ 8 番 田中 康 | ○ 9 番 崎田 隆 |
| ○ 10番 吉原 順穂 | ○ 11番 益本 徳市 | ○ 12番 梶山 達男 |
| ○ 13番 田中 晴美 | ㊟ 14番 山本 鉄美 | ○ 15番 松永 敬資 |
| ○ 16番 藤川 吉生 | ○ 17番 崎村 康子 | ○ 18番 瀬川 伸清 |
| ○ 19番 山川 重晴 | | |
| 出席農業委員数 18名 在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。 | | |
| 4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員) | | |
| ○ 松田 実男 | ○ 大久保 耕次 | ○ 安永 光男 |
| ○ 松瀬 義之 | ○ 大石 裕 | ○ 鈴立 企一 |
| ○ 村田 勝美 | ○ 立山 義典 | ○ 早坂 勇 |
| ○ 川下 實 | ○ 吉田 政明 | ○ 北川 廣海 |
| ○ 松永 勝也 | ○ 百枝 純治 | ○ 萩原 健詞 |
| ○ 松尾 和広 | ○ 紙本 政信 | |
| 5. 農業委員会以外の出席者 | | |
| 6. 事務局職員の出席者 | | |
| 局 長 眞弓 朋治 | 次 長 森田 俊行 | 係 長 辻田 三代子 |
| 主 任 瀬尾 幸久 | 副主任 前川 祐樹 | |
| 7. 議 長 | 山 川 重 晴 | |
| 8. 議事録署名委員の指名 | | |
| 8 番 田 中 康 | 10 番 吉 原 順 穂 | |

事務局長 こんにちは。ただ今から、4月の定例会を開会いたします。

会 長 皆様こんにちは、本日は早期の田植え等ご多忙の中ご出席いただきありがとうございます。

さて、私どもは、昨年4月、新しい体制でスタートし、事業計画を立て、その実施に向け取り組みをしたわけでございますが、皆様のご努力により全ての項目において、達成することができました。その結果、農地利用最適化交付金につきまして、県下で最高の額をいただいております。皆様方にはその実績に応じた額を、既に振り込んでおります。

今年度も、農地の集積を中心に、5つ事業を目標に掲げ取り組むこととしておりますので、その達成に向けた取り組みをお願いしたいと思います。

また、本日は年度当初の総会でございますので、副市長に出席をお願いしたわけでございます。市政方針、あるいは農業振興の基本的な考え方についての、ご挨拶をいただければというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

<副市長挨拶>

事務局長 ありがとうございます。

3月の定例会で、人事異動については、異動がなく昨年同様の職員で対応する旨ご報告させていただいておりましたが、農地中間管理事業推進委員として、大久保さんの後任として丸田久永さんが4月1日から来ておられますのでご紹介いたします。

<丸田さん挨拶>

また、2年以上にわたり、農地中間管理事業にご尽力いただきました中村さんが一身上の都合により5月20日で退職されることとなります。

<中村さん挨拶>

委員の皆様が取り組む中核が「農地中間管理事業による農地の集積」でございますので、事業が遅滞なく進むよう新たな農地中間管理事業推進員の採用が決まりましたらご紹介させていただきます。

なお、「人・農地プラン」による話し合いを充実させ「農地中間管理機構」による集積を進める。また、農業委員会の体制強化などが審議されておりました、農地中間管理機構改正法案につきましては、4月23日に衆院を通過しました。新たな法案に基づき今後の事業が展開される見込みとなりますので、全国農業新聞の2面に特集がなされておりますのでお読みになり、今後の取り組み方向についてもご確認いただければと思います。

さて、4月も下旬になり、福島・鷹島地域を中心に早期水稻の作付けなどで忙しいことと思います。全国的に見ますと農業機械による事故が後を絶たない状況が続いております。十分に注意しながら農作業に当たっていただきたいと思っております。

また、今年も5月8日から5月27日にかけて松浦地域再生協議会で経営所得安定対策の受け付けが始まります。細かい日程は26日に開催される農業嘱託員委嘱状交付式の折に嘱託員の皆様にお知らせがあることとでございます。米の補償が昨年度からなくなり、受付もだいぶ少なくなっておりますが、水稻共済などの手続きは変わりませんので、もし農家

の方からお話があればお伝えいただければと思います。

それでは、4月の定例会に入りたいと思います。

議長 それでは、議案に入っていきたいと思います。欠席委員の報告をしたい
と思います。14番 山本委員から欠席届が出ております。

次に、本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。8番 田中委
員、10番 吉原委員に議事録署名人をお願いいたします。

では、各種報告から入らせていただきます。

事務局 各種報告に入ります。総会資料1ページをご覧ください。農地移動適正
化あっせん事業の報告でございます。

1件目は、平成31年1月17日にあっせんの申出があった分です。相手
方は記載の2人です。種類は売買、対象地は志佐町赤木免の3筆で地目は
田、合計面積が5,892㎡です。あっせん状況ですが、1月17日に申出があ
り、4月2日にあっせん会を開催し、1回で協議が整いましたので、4月
17日に調印式を行いました。場所はいずれも市役所です。あっせん委員の
萩原推進委員、鈴立推進委員、ありがとうございました。

2件目は、平成31年2月4日にあっせんの申し出があった分ですが、相
手方は決まっております、只今、日程調整中です。

議長 それでは、あっせん委員さんからも報告をお願いします。まず、1件目
からお願いします。

推進委員 推進委員の萩原です。4月2日にあっせん会を開催し、1回で決まりま
したので、17日に調印式を行いました。

議長 萩原委員、鈴立委員、ありがとうございました。お疲れさまでした。
次の件について状況をお願いします。

推進委員 推進委員の松田です。こちらは、抵当権の抹消に手間取りました。相手
方がお忙しく、あっせん会は5月の連休明けにお願いしたいということで
ございましたので、申出人にもそのようにお伝えしております。今後、事
務局と相談しながら進めていきたいと思っています。

議長 大久保委員、松田委員、今後よろしくをお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について、ご説明
いたします。

1件目は、貸人、借人が記載のとおりです。農地の所在が御厨町木場免
の5筆で地目はすべて田、合計面積6,112㎡です。通知年月日が平成31
年3月19日、同日受付です。平成28年6月20日から平成34年6月19
日までの6年の賃貸借契約となっておりましたが、農業者年金経営移譲年
金を受給するための借人の都合による解約になります。

次は、貸人、借人が記載のとおり、農地の所在が志佐町田ノ平免から志

佐町長野免の田 17 筆、畑 9 筆、計 26 筆で合計面積は 21,776 m²です。通知年月日が平成 31 年 4 月 11 日、同日受付です。平成 29 年 6 月 1 日から平成 39 年 5 月 31 日までの 10 年間の親子間の使用貸借契約となっておりますが、農地法 3 条(生前贈与)による解約となります。

(申請事件の処理状況以下、表の読み上げ)

<提案事件の集計表>

農地法関係

| 申請事由 | | 件数 | 面 | | 積 |
|------|------------|----|-----------------------|----------------------|-----------------------|
| | | | 田 | 畑 | 計 |
| 第3条 | 経営規模拡大 | 2 | 135 m ² | 427 m ² | 562 m ² |
| | 親子間による生前贈与 | 1 | 19,237 m ² | 2,539 m ² | 21,776 m ² |
| 計 | | 3 | 19,372 m ² | 2,966 m ² | 22,338 m ² |

| 申請事由 | | 件数 | 面 | | 積 |
|------|---------|----|----------------------|--------------------|----------------------|
| | | | 田 | 畑 | 計 |
| 第5条 | 太陽光発電施設 | 1 | 4,941 m ² | | 4,941 m ² |
| | 駐車場用地 | 1 | | 212 m ² | 212 m ² |
| | 資材置場 | 1 | 1,351 m ² | | 1,351 m ² |
| 計 | | 3 | 6,292 m ² | 212 m ² | 6,504 m ² |

農用地利用集積計画

| 権利の種類 | | 件数 | 面 | | 積 |
|-------|------|----|-----------------------|-------------------------|--------------------------|
| | | | 田 | 畑 | 計 |
| 所有権移転 | | 1 | | 3,265.61 m ² | 3,265.61 m ² |
| 利用権設定 | | 15 | 17,235 m ² | 23,986 m ² | 41,221 m ² |
| | 賃借権 | 13 | 12,126 m ² | 23,986 m ² | 36,112 m ² |
| | 使用貸借 | 2 | 5,109 m ² | | 5,109 m ² |
| 計 | | 16 | 17,235 m ² | 27,252 m ² | 44,486.61 m ² |

意見書関係

| 申請事由 | | 件数 | 面 | | 積 |
|------------------|--|----|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| | | | 田 | 畑 | 計 |
| 農用地利用配分計画(案)について | | 4 | 16,252 m ² | 21,319 m ² | 37,571 m ² |

承認関係

| 内 容 | 筆数 | 面 積 | | |
|---------------------------------------------|----|-----|----------------------|----------------------|
| | | 田 | 畑 | 計 |
| 荒廃農地調査による農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの決定について | 11 | | 9,990 m ² | 9,990 m ² |
| 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価(案)の公表について | | | | |
| 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の公表について | | | | |

議 長 各種報告が終わりました。これらの件で、皆様方からご質疑等ございませんか。

10 番 10 番 吉原です。あっせんについてですが、赤木で一番条件の良いところですが、今後のために価格をお聞きしたいと思います。

事務局 5 月の議案で経営基盤強化促進法の売買の所で上がりますが、金額は分かっているのでお知らせします。先の 2 筆で約 30 アール、3 筆目も同じく 30 アールでどちらも 200 万円でした。割戻しますと水張り面積で反当り 72 万円ぐらいです。

議 長 ほかに何かございませんか。

(質疑・意見等なし)

何もありませんね。

それでは、付議事項に入らせていただきます。

議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。

事務局 議案第 19 号農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。

2 ページをお開き下さい。事件番号 1 番から説明致します。申請事由は、譲渡人から譲受人への売買による経営規模拡大を行うためのものであります。譲渡する農地は、志佐町赤木免、地目：畑、282 m²と田、135 m²の 2 筆であります。譲受人世帯の経営状況は耕作面積が 50,367 m²、農従者は 4 名、譲受人の農業従事日数は年間 350 日となっております。今回の申請は、譲渡人が市外在住者であること、また、譲受人が耕作している農地も近傍にあり利便性的にも問題なく耕作ができることと等、双方の話がまとまった土地であります。以上の状況により農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

続きまして、事件番号 2 番です。申請事由は、親子間の生前贈与です。贈与する農地は、志佐町田ノ平免から同所 長野免、地目：田、2,694 m²までの 田 17 筆 19,237 m²、畑 9 筆 2,539 m² 合計 26 筆の 21,776 m²であります。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が 21,988.66 m²、農従者

は2名、譲受人の農業従事日数は年間330日となっております。以上の状況により農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

続きまして、事件番号3番です。申請事由は、譲渡人から譲受人への売買による経営規模拡大を行うためのものです。売買する農地は、志佐町田ノ平免、地目：畑、145㎡であります。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が20,775.65㎡、農従者は4名、譲受人の農業従事日数は年間150日となっております。以上の状況により農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

農地法第3条の規定による許可申請は、以上3件であります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 議案の説明が終わりました。ここで地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。先ず、事件番号1について萩原委員からお願いします。

推進委員 推進委員の萩原です。この農地は、譲受人の自宅付近にあります。今までも、その方が管理されていまして問題はないと思います。

議 長 ありがとうございます。次に、事件番号2について鈴立委員からお願いします。

推進委員 推進委員の鈴立です。こちらは、親子間の生前贈与でございます。娘さんも家におられますので、問題ないと思います。

議 長 事件番号3についてもお願いします。

推進委員 こちらはお茶畑でしたが、譲渡人は、これからは、もうお茶は作らないということでした。このお茶畑の下に対象農地がありますので、お茶を作られないということであれば、売っていただきたいという話になったそうです。そういうことで、特に問題はないと思います。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからも、これらの所有権移転に関しては問題ないというご意見をいただきました。ここで皆様からの質疑をお受けしたいと思います。この件に関しまして、ご意見等はございますか。

(質疑・意見等なし)

何もありませんね。ご意見もございませんので、原案どおり許可することに異議はございませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第19号は、申請どおり許可するこ

といたします。

次に、議案第 20 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局

議案第 20 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。

4 ページをお開き下さい。事件番号 1 番からご説明致します。現地の位置図を議案の 43 ページ及び 44 ページに、字図は 45 ページに、配置図は 46 ページに添付しておりますが、4 月 18 日の現地立会の結果、修正がありましたので本日、差替分を配布しております。断面図は議案の 47 ページに添付しております。申請地は、農業振興地域整備計画の農用地から平成 30 年 7 月 26 日付けで除外になったところであり、志佐町栢木免の 3 筆と併用地として、地目：山林：139 m²の合計 5,080 m²です。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。農地区分は、申請地が 10ha 未満の小規模団地内にある農地であり、土地改良事業も行われていないことから第 2 種農地地区となります。転用の目的は、太陽光発電施設であり、高压電力です。パネル数は 1248 枚で出力合計 336.96 k wを設置することになっております。排水計画は自然流下ありますが、4 月 18 日に現地立会の結果、排水方向や、流末処理について、改善を行うよう指導をしていたしました。既存水路に接続するまでの間に 2 箇所溜柵を設け、雨量が多い時でも対応できるように処置されることの報告を受けております。資金計画については、金融機関による資金証明書が添付され確認しております。300 m²を超える土地の場合の開発協議についての、松浦市環境保全条例における土地開発協議、市民生活課生活環境係からの決定通知も添付されております。以上の状況により、問題ないものと判断いたしました。

続きまして、事件番号 2 番についてご説明致します。現地の位置図を議案の 43 ページ及び 48 ページに、字図は、49 ページに配置図は 50 ページに添付しておりますが、4 月 18 日の現地立会の結果、修正がありましたので本日、差替分を配布しております。申請地及び借人、貸人は記載のとおりです。農地区分は、第 3 種農地地区となります。転用の目的は、駐車場用地であります。排水計画は自然流下です。盛土は、最高で 0.3m、切土が最高 0.5m施す計画になっております。駐車台数は、2 台であります。北側、東側は法面や崖地で南側は、里道。西側は市道と隣接しております。進入路や転回広場に要することから、駐車場としての有効面積は、40 m²です。今回の申請地の取得経緯は、申請地の東側に位置する中古住宅用地を取得する際に、その敷地内に駐車スペースがなかったことから土地代 100 万円で当該を取得し、併せて住宅用地のリフォームも行われることから総工費 160 万円となり、金融機関からの資金証明書も添付されております。以上の状況により、特に問題ないものと判断いたしました。

続きまして、事件番号 3 番についてご説明致します。現地の位置図を議案の 43 ページ及び 51 ページに、字図は、52 ページに配置図は 53 ページに、平面図、立面図は 54 ページに添付しております。当該案件は、今年 2 月に 5 条申請があり現地調査を行っていましたが、境界確認等が不十分であったため取下げになっていたところでした。今回、その境界確認も終わ

り再度申請があつております。申請地は、近傍地に松浦地区家畜診療所があります。借人、貸人は記載のとおりであります。農地の区分は、申請地が都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域であることから第3種農地地区となります。(第1種中高層住居専用地域) 転用の目的は、転用事業者が建設事業者であることから資材置場への転用計画であります。申請地は、6筆の台帳面積が1,351㎡ですが、実測の結果2,257㎡となり面積欄に2段書きにて記載しております。雨水排水は自然流下で基本的に現状のまま利用する計画となっております。木造鋼板葺平屋建の1棟36㎡です。資金計画は全額自己資金で残高証明書が添付されております。以上の状況により、特に問題ないものと判断いたしました。農地法第5条の規定による許可申請3件は以上のとおりの内容であります。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします

議 長 議案の説明が終わりましたので、地元委員並びに現地立ち合いに行かれた委員さんにご意見をお伺いしたいと思います。

先ず事件番号1について、地元委員からお願いいたします。

10 番 10番 吉原です。事件番号1番の件ですが、事務局からの報告のとおりです。すぐに感じたのが、約5反と山林の一部に1,248枚の太陽光パネルを設置される予定ですが、排水計画が自然流下ということです。下側に小さな水路があつたのですが、下流域に民家もありますので、しっかりとした排水計画が必要であるということになり、4月の農業委員会までに図面を提出するように求めたところ、こうして上がってきております。排水計画をきちんとしてあれば問題ないと思います。以上です。

議 長 それでは、現地確認に行かれた委員さんからもご意見をお聞きしたいと思います。

5 番 5番 武部です。申請地当該地の周辺は東向きで階段状の斜面に計画されており、周辺の下部には住宅があります。本事業の計画では、造成は無く排水計画は、自然流下となっておりますが、現状では十分な排水ができる状況ではなく、本件の事業用地の下部には住宅が存在しているため、当該地計画の集水面積が広くその集水量を現況の排水路で処理できるかが問題であります。また、近年の各地での温暖化による毎年の豪雨災害の状況を思うとき、排水計画の見直しが必要不可欠と考えておりましたが、今日図面が出てきたということで、拝見しましたが、果たしてこれで解決になるのかという疑問が生じます。ご審議、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。次に事件番号2についてもお願いいたします。

5 番 5番 武部です。申請当該地周辺の状況は東向きの斜面となっており周辺の下部には譲渡人の住宅を含む数棟があります。本件土地造成は進入道及び小規模の切土・盛土をし、2台分の駐車スペースを計画されており、事前に譲渡人・譲受人双方で場内の雨水自然流下を含め協議されたことと

と思いますが、下部には譲渡人名義の居住していた土地・建物があります。その土地・建物は近く妹さんに譲渡予定のようです。以上よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。それでは、現地確認に行かれた大川内委員のご意見をお伺ひします。

6 番 6 番 大川内です。面積が 212 平方メートルということで、松浦市の農業振興に支障をきたすものではないと思います。特に問題は無いと思います。

議 長 ありがとうございます。それでは、事件番号 3 についてのご意見を、地元委員さんからお願いいたします。

推進委員 推進委員の大石です。事務局と農業委員さんと一緒に立ち合いました。前にも立ち会ったのですが、その時は、きちんと実測してあるのかというのと、境の排水関係を業者に確認しました。地目は田になっていますが、実際は、畑ともみ殻置き場としているのが現況でした。資材置き場にするのは問題ないと思います。

5 番 5 番 武部です。申請当該地周辺の状況は、北側は市道に面し、西側は水路敷きに接触し、当地は、既に平地になっており、利用は造成計画が無く場内排水計画があり資材置き場として利用可能な状況です。現地調査の結果、以上のような内容で特に問題は無いと思いますので、よろしくご審議方お願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、こちらの 5 条の規定による許可申請について、ご意見等はございませんか。

10 番 10 番 吉原です。こちらの施工後の確認というのは、どこで行うのでしょうか。

事務局 転用の許可を出すと、先ず 3 ヶ月ごとに完成まで工事の進捗状況を報告していただきます。そして、完成したら完了報告書を出していただきますので、完成したことが分かります。問題なければ、翌年の農地パトロールの際に、完成している状況を確認することになりますが、通常は報告のみになります。

議 長 報告だけで、完了検査というものがありません。問題があれば対応することになります。
ほかに何かございませんか。

10 番 10 番 吉原です。事件番号 1 の件です。排水計画の中で、U 字溝が上から 2 本下りてきているわけですが、それを集水した大きな U 字溝は設置さ

れるようになっているのですが、この大きさの説明をお願いします。

事務局 解りづらいのですが、240×240 の U 字溝から下の段に黄色い線で集水して、右側のボックスに落として、直径 150 ミリメートルのプラスチック製のパイプで、下の水路に落とすようになっています。それから、下の水路も 240 ミリメートル、ここは多分既存水路だと思います、それを伝って右側の下の大きい水路に暗渠で繋ぐような形に作ってあると思います。果たしてきちんと乗るかなという不安は若干あります。

10 番 10 番 吉原です。私は、勘違いして図面を見ておりました。240×240 で受けて 500 の U 字溝で受けると思っていましたが、そうではなく、240 の U 字溝で受けるとなると、同じ太さで倍のものを受けるので当然溢れると思うのですが、いかがでしょうか。

事務局 こちらは、素掘りの側溝です。今ある側溝を広げて内径が 300 深さが 200 と書いてあります。おっしゃられるとおりで、この図面では溢れますので、確認の必要があります。

議長 それでは、取り扱いはどうでしょうか。事件番号 1 を保留にし、事件番号 2, 3 を許可相当としてよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 議案第 20 号は、事件番号 1 を保留とします。事件番号 2, 3 については許可相当と意見を付して進達するものといたします。
次に、議案第 21 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局 6 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を平成 31 年 4 月 25 日としております。7 ページに農用地利用集積総括表を添付しております。8 ページに先月報告しました、あっせん事業に係る所有権移転関係分を記載しております。11 ページに賃貸借権再設定分を 12 ページに使用貸借再設定分と新規設定分の各筆明細を添付しておりますので、担当地区の委員さんのご確認をお願いします。

議長 議案の説明が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思います。今の説明について、何かご意見等はございませんか。

(意見等なし)

意見もないようでございますので、議案第 21 号は計画どおりに決定することに異議はございませんか。

- 委員 異議なし。
- 議長 異議なしと認めます。よって、議案第 21 号は計画どおりに決定することとし、公告予定日を 4 月 25 日といたします。
次に、議案第 22 号 農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。
- 事務局 17 ページをご覧ください。議案第 22 号 農用地利用配分計画（案）についてでございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。18 ページをご覧ください。あわせて、11 ページと 12 ページの各筆明細もご覧ください。公社が借受けた分を A 氏に貸付ける分で、10 年間の賃貸借契約になります。19 ページに A 氏の経営状況を記載しております。
20 ページをご覧ください。公社が B 氏、C 氏から借受けた農地を D 氏に貸付ける分で、10 年間の賃貸借契約になります。21 ページに D 氏の経営状況を記載しております。
22 ページをご覧ください。公社が E 氏から借受けた分を F 氏に貸付ける分で 10 年間の賃貸借契約になります。23 ページに F 氏の経営状況を記載しております。
24 ページをご覧ください。公社が G 氏から借受けた分を H 氏に貸付ける分で 10 年間の使用貸借契約になります。25 ページに H 氏の経営状況を記載しておりますので、ご審議方よろしくお願いいたします。
- 議長 議案の説明が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思います。利用配分計画案について、何か質問等はございませんでしょうか。

(意見等なし)

ご意見もないようですので、問題ないという意見を付して提出することで異議ございませんか。
- 委員 異議なし。
- 議長 それでは、議案第 22 号の配分計画は問題ないという意見を付して提出するものといたします。
次に、議案第 23 号 荒廃農地調査による農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題といたします。
- 事務局 議案第 23 号 荒廃農地調査による農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの決定についてご説明致します。28 ページをお開き下さい。
上から順にご説明します。I 氏からの申し出によるものです。
対象地は、調川町平尾免、地目：畑、2,049 平方メートルであります。

J氏からの申出は、対象農地は、調川町平尾免、地目：畑、1,051 平方メートルであります。

K氏からの申出は、調川町平尾免、地目：畑、859 平方メートルであります。

L氏の申し出の土地は、調川町平尾免、地目：畑 720 平方メートルであります。こちらの4筆は隣接しており、いずれも申出地目は山林とされております。

続きまして、M氏による申し出です。対象農地は、御厨町相坂免の3筆で、台帳地目はいずれも畑、合計面積 2411 平方メートルであります。

N氏からの申出による農地は、御厨町相坂免の2筆、地目は畑、合計面積は 862 平方メートルであります。

O氏からの申出によるものは、御厨町相坂免、地目は畑で 1186 平方メートルであります。

最後に、P氏からの申出でございます。対象農地が星鹿町青島免、地目：畑、台帳面積が 822 平方メートルであります。

現地の写真を前のスクリーンに映しております。

調川の案件は吉永委員、御厨町の案件は大久保耕次委員、星鹿町の案件は松瀬委員とともに調査をしております。以上です。

議長 議案の説明が終わりました。地元委員さんからのご意見をお聞きしたいと思っております。まず、調川の件からお願いします。

2番 2番 吉永です。ご覧のとおり、重機を入れて木を伐採してあります。50年ぐらい前から山林になっていたらしいです。切株が残ってはいます。国土調査が終わっている所です。

事務局 こちらは、国土調査は木が生えている時に済んでおり、国土調査の結果は全て山林になっています。しかし、国土調査の登記が来年の2月になると思っております。それを待つことができずに、非農地通知申し出で何とかならないかということで相談がっております。

議長 調川の4件はどのようにしましょうか。木を切る前なら山林化しているとして、非農地通知を出せますが、この状態では雑種地のように思いますので。

9番 9番 崎田です。何か方法はあるのでしょうか。

事務局 国土調査の登記が終わる来年の2月まで待つか、農地に戻して転用の手続きをしていただくしかありません。

議長 可か否のどちらかですが、どうしましょうか。

委員 否が妥当だと思います。

議長 それでは、調川町の4件は否という取り扱いでよろしいですか。

委員 はい。

議長 次の相坂免について、地元委員さんからお願いします。

推進委員 推進委員の大久保です。4月19日に事務局の方と一緒に、こちらの相坂免の方に行きました。写真で見ていただいたとおり、木が生えているので、私は農地ではないと判断しました。次の2筆は、萱は生えておりましたが、農道にも隣接していて、周りの農地もきちんと耕作してありました。2～3年は耕してないような感じでしたが、農地として復旧できると判断しました。167番は、道もなく開墾するのは難しいと思いました。

議長 ありがとうございます。それでは、御厨町相坂免の4筆は、復旧は難しい、次の2筆は復旧の可能性があるとのご判断でした。

ここで、御厨町相坂免の件について皆様方にご意見をいただきたいと思っております。

4番 4番 大久保です。こちらの申出は、ご本人からのものでしょうか。

事務局 はい、本人申請です。

推進委員 推進委員の大久保です。事務局のお考えはどのようになっていますか。

事務局 大久保推進委員が言われたように、4筆は申出にある原野というより、山林でした。後の2筆については、農道に隣接しており、すぐに農地に戻せるような感じでしたので、畑のままでいいのではないかと思います。

議長 事務局の判断としても、先ほど地元委員が言われたとおりのものでございました。

こちらの取り扱いはどうでしょうか。皆様方の方から、何かご意見等はございませんか。

(意見等なし)

ご意見がございませんので、先ほどの判断どおりでよろしいですか。

委員 はい。

議長 それでは、御厨町相坂免は、否という取り扱いとします。
最後に、星鹿町青島免の件について、松瀬委員からお願いします。

推進委員 推進委員の松瀬です。事務局の瀬尾さん、所有者の福嶋さん、それから終わるころに業者の方が来られて確認を行いました。写真の状態になっていたのを業者に確認したところ、伐根して調査をしたと言っておりました。

所有者が「いつ入った？」と業者に聞いておられましたので、おそらく所有者に黙って作業をしているのだと思います。農地か非農地かということになると、所有者からはずっと耕作していなかったと聞いておりますので非農地だと思います。

議 長 それでは、青島の件についてお諮りします。先ほどのご意見のとおり、否という取り扱いでよろしいでしょうか。

委 員 はい。

議 長 それでは、全体をまとめたいと思います。調川の4件と御厨町相坂免の2件、それから青島免の1筆を否、残りの4筆は可としてよろしいでしょうか。

委 員 はい。

6 番 6 番 大川内です。事務局へのお願いですが、議案として上げるからには、きちんとした見解を示していただき、責任をもって総会に上げていただきたいと思います。

事務局 ありがとうございます。申請があったもの全てを上げておりますが、申請段階でのチェックを強化していくようにいたします。本日はたいへんご迷惑をかけて申し訳ありませんでした。

議 長 議案として提出するからには、調査を徹底していくようにいたします。時間も長くなりましたので、暫時休会といたします。16時5分になりましたら再開いたします。

(再開)

議案第24号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)の公表についてを議題といたします。

事務局 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について下記のとおり公表するということでございます。公表予定を平成31年4月25日としております。

(以下、公表内容の読み上げ)

こちらは、6月の総会に附することになります。以上で、議案第24号の説明を終わります。

議 長 こちらの件で、皆様方の方からご意見等はございませんか。
(意見等なし)

これは、公表しなければならないとなっておりますので、先ほどの説明のとおり公表するというところでよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 異議なしと認めます。よって、原案どおり公表することといたします。公表予定を平成 31 年 4 月 25 日といたします。

次に、議案第 25 号 平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の公表についてを議題とします。

事務局 議案の 39 ページをご覧ください。議案第 25 号 平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の公表でございます。「農業委員会の適正な事務実施について」により策定することとされたものを、公表するものでございます。

（以下、公表内容の読み上げ）

議長 平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、事務局の方から説明しましたが、皆さま方からご意見等はございませんか。

（意見等なし）

私の方から、気になることがございますので、一点だけ申し上げたいと思います。先ほどから出てきている、違反転用です。松浦ではないほかのところですが、長崎県の方から改善命令が出されまして、何百万円もかけたコンクリート舗装の撤去をしなくてはならなくなったという案件も出ております。経済的な負担も掛かりますので、そうなる前に農地を扱う時には、農業員会もしくは農業委員、推進委員に後に相談するようにご指導いただきたいと思います。

ほかには皆様方の方から、お気づきの点等ございませんか。

（意見等なし）

こちらも、公表しなければならないとなっておりますので、先ほどの説明のとおり公表するというところでよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 それでは、議案第 25 号は、原案どおり公表することといたします。公表予定を平成 31 年 4 月 25 日といたします。

以上で、付議事項を全て終了しました。続きまして協議事項に移ります。

事務局 （以下 4 点について説明）

- ・旅費請求書について
- ・活動に関する様式の記入について

- ・遊休農地解消事業について
- ・全国農業図書購入方法について

議長 それでは、次回の開催予定をお伝えいたします。次回の委員会は5月24日、13時30分から文化会館小ホールで開催します。これで4月の農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

<閉会の時刻>

17時5分